

第四部

第二回参議院司法委員会會議録第十九号

昭和二十三年五月一日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○行政代執行法案(内閣提出、衆議院送付)

○行政事件訴訟特例法案(内閣提出、衆議院送付)

午後一時三十分開會

○委員長(伊藤修君) これより司法委員會を開會いたします。本日は行政代執行法案を議題に供します。これが逐條について政府委員の説明を先ずお伺いいたします。

○政府委員(佐藤謙吉君) 前回大體の提案理由の要点につきまして御説明を申上げたのでありますが、それを受けまして、各條について一言づつ御説明を申上げたいと思ひます。前回申述べました通り、この法案は現在の行政執行法を廃止いたしまして、それに規定されておりました行政執行に関する部分を若干調整を加へました上に、新法案として提案いたしましたものであります。即ち行政執行法の中には、御承知の行政執行の規定でありますとか、或いは審判官の健康診断であるとか、その他若干の規定を置いてあります。が、これらの條項につきましては、この際一應廃止する結果になるわけでありませう。行政執行法の中で第五條、第六條、ここにありますが、法令に基いてなす処分によつて命じた行為、法令によつて命ぜられた行為の執行を確保するための措置を新たる法律の形に

して立案したものであります。即ち言ひ換へますと、行政執行法の中の五條、六條關係を中心として採上げておることに相成るのであります。そこで本案の第一條におきましては、当然のことではあります。行政上の義務履行確保のために法律が定めざるものを除いては、別に法律で定めるべき規定のあることを予想しております。現在におきましても、例えば國稅滯納処分、これは一種の行政上の義務履行に関する法律でありますけれども、これが他の法律の規定のあるものについては、この案は触れておらんということに相成るわけでありませう。それから第二條は、本案の骨子を盡しておるわけでありまして、法律により直接に命ぜられた行為、或いは法律に基く諸規定によりまして、行政執行によつて命ぜられた行為につきまして、義務者が履行しないというやうな場合に、他の方法によつては履行の確保が困難である。且つ又その不履行を擁護して置きますことは、著しく公益に反するというやうな場合には、当該所管の行政廳は本人に代つて義務者のなすべき行為をなし、或いは又他の第三者をしてこれをなさせしめ、その費用を第二條で謳つておるわけでありませう。第三條以下は大體手續を規定いたし

たものでありまして、先ずこの代執行をなします場合には、予め文書によつて戒告をしなければいけない、即ちその内容としては、いつまでに履行せよという期限を定める、そしてその期限までに履行せられないときに代執行を行うというものを謳つて、文書で戒告をしなければならぬということでありませう。第二項におきましては、義務者がこの戒告を受けましたにも拘らず、指定された期日までに義務を履行しないときは、次に代執行令書を発する。その代執行令書には代執行をなすべき時期、そのために派遣する執行の責任者の氏名、それからこれに要する費用の概算というやうなものを義務者にこれを通知するわけでありませう。ただ非常の場合でありますとか、或いは危険の切迫いたしました緊急を要する場合におきましては、只今述べました戒告或いは代執行令書の通知という手續を執る必要もない場合もありません。そういう場合にはその手續を執らないうことで代執行をすることができるといふことにいたしましたのであります。それから第四條は、代執行のために現場に派遣されます執行の責任者は、必ずしも、その者が責任者たる本人であるという証票を持つて行かなければならぬ。要求があれば何時でもこれを示さなければならぬ。これはまあ普通の例であります。それから第五條は、代執行に要しました費用の取立ての問題は實際に要した実費と、それからいつ

までに納めようという納期日を定めまして、義務者に対してこれを文書で納付命令を出さなければいかんということとございませう。それから第六條は、この納付については國稅徵收法の例により強制徵收ができるということでありませう。その他、先取特權等について、一般の國稅徵收法の場合とは同様の條文をおいたわけでありませう。それから最後に第七條であります。それが不服申立の途を拓いたわけでありませう。この代執行が違法に行われし場合においては、当然裁判所に対して出訴ができるのであります。が、それと並行いたしましたこの訴願、それから異議の申立という途をも許しまして、不服を訴ふる途を廣く規定しておるわけでありませう。極めて簡單でございませうが、要点を申上げればこの通りであります。

○委員長(伊藤修君) これより質疑に入ります。○小川友三君 本案の第三條の最後の項の「非常の場合又は危険切迫の場合において当該行為」云々のことですが、この法律案を實施するに當りまして「非常の場合」という言葉があります。が、今まで非常な場合と云うと大體戰爭が始まるやうなことを非常な場合と言ひましたが、この法律をやるのにそのうした非常な場合と云うのは想像できないのであります。が、想像でき得ない、現実に即しない言葉は削除するのかが立法上非常によいのではないか、かゝるに思ひます。そこで政府の言うところの「非常の場合」という例をお示しを願ひたいのであります。又「危険切迫の場合」、危険切迫の場合と云うと、丁度強盗が入つてピストルを突きつけられたというやうな場合が危険切迫の例になります。が、本案のこの條項によりまして代執行するに當りまして、危険切迫というやうなことは想像できるでございませうか。恐らくないかと私は信じますので、政府は危険切迫という最も明確なる顯著なる例をお示し願ひまして、御答弁を願ひたいのであります。そこで又末尾の方に、「その手續を経ないで代執行することができ。規定の手續を取る暇がないので、そうして唯だに危険切迫してピストルを突きつけられておるときに代執行をする。これは余りにも民主政治でない、暴政の限りを盡し、ファッショ。政治の場合には或いはできるでしようけれども、こゝして新憲法下におるときに、ピストルを突きつけられておるといふやうな危険切迫の非常の場合、そのうしたときに代執行をする手續を経ないで代執行をする。それではまあ神戶の事件のやうな、ああいうやうなもの無理に巻き起すというやうなことになるのであります。本案の施行に當りましては、さうなことは要らないと思ひますので、削除した方がよいと思ひますが、御答弁を願ひたいと思ひるのであります。それから第七條に、政府は、誠しやかにと申上げては、言葉が適當ではないかも知れませんが、非常に訴願とい

参議院司法委員会會議録第十九号 昭和二十三年五月一日

の出訴期間については、他の法律に規定したものであります。勿論これら

審が高等裁判所に属する行政事件につ

要が相当多くなるのであります。そ

命じますが、この場合でもこれが

いう場合は、その訴訟費用等につきま

用があるという経過規定をいたしたわ

です。第一点のお答えを願いたいと思

止を申立て、その次の何項ですか、裁

が、必ずしも理由を克明に書く必要は

負担せしめられる、このことは民事訴

○委員長(伊藤修君) 本法案について

○政府委員(奥野健一君) 第二点の御

○大野幸一君 第八條に「裁判所は、

必要と認めるときは、職権で決定を以

の外に、損害賠償であるとかさういっ

○小川友三君 第十條でございませ

○政府委員(奥野健一君) それは裁判

○大野幸一君 只今の「裁判所は、何

が、実際といたしましては、必要と認

更には、ただ行政処分を取り消し、変

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

法は十八條と同様で、確定判決はその

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

事件についての関係の行政処分を拘束す

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

裁決した行政処分を被告として、まあ判

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

分をした行政処分は当事者になつていな

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

いけれども、関係の行政処分としてその

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

裁判の拘束を受けるというのでありま

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

す。

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

附則は施行期日と、それから法律施

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

行前に生じた事件についてもその法律

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

の適用があるが、ただ従来民事訴訟法

○委員長(伊藤修君) 今の小川さんの

○政府委員(奥野健一君) それは一般

○松井道夫君 只今の第十條第五項の

た処分については別に不服の訴はでき

○政府委員(奥野健一君) これはできないことにはいたしておまいます。

○委員(伊藤修君) ちよつとお伺いしますが、第七條で第二條のみを救済するように見えますが、第六條の場合の原状回復、損害賠償その他の請求が併合された訴についても救済されるのかどうか。第七條で……

○政府委員(奥野健一君) 第七條は、いわゆる今までの抗告訴訟、いわゆる行政処分を取り消し、変更を求める行政事件だけについて規定しておるもので、それら原状回復、損害賠償は大体民事訴訟だろふと思つてありまして、行政訴訟と民事訴訟とを一緒に併合ができるということにいたしましたので、従いまして第七條はその前の方の行政訴訟だけについて考えておりまして、併合された民事訴訟とかいうものについては、一般の民事訴訟の規定による。それでありまして併合訴訟の場合でも、併合の中の行政訴訟だけについて、やはり被告を変更することができるといふ趣旨であります。

○大野幸一君 第七條の第一項の但書に「原告に故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。」といふことがあるが、この原告は代理人のある場合に代理人を含むのか、代理人は除外するののか、どういふ御見解でしょうか。

○政府委員(奥野健一君) それはやはり代理人の故意過失も含んで考えております。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑ありませんか。それではこれを以て質疑を打切ることに御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) それでは質疑は

これを以て終結いたします。直ちに討論に入ります。

○松村真一郎君 本案に対しては修正案を提出いたします。それはこの二條の中で「訴願のできる場合には、訴願の裁決を経た後でなければ」といふのを改めまして、どういふふうに変更するかと申しますと、この印刷物を手許に配つて置きました。「訴願、審査の請求、異議の申立その他行政機関に対する不服の申立(以下単に訴願という)」のことができる場合には、これに対する裁決、決定その他の処分(以下単に裁決という)を経た後でなければ、「改めるわけ」であります。以上の文字を第二條の一行目のところから二行目に亘つてお「改めなければ」といふ字をそいふふうに変更いたします。それからその少し下に「但し」といふ字があります。「但し」の下にこういふ文字を加える。「訴願の提起があつたときから三月を経過したとき又は」を加えるといふ修正であります。もう一遍読みます。第二條の中

の一番下の「訴願のできる場合には、訴願の裁決を経た後でなければ」といふ文字を詳しく書いたのであります。「訴願、審査の請求、異議の申立その他行政機関に対する不服の申立(以下単に訴願という)」のできる場合には、これに対する裁決、決定その他の処分(以下単に裁決という)を経た後でなければ、「改めなければ」といふ字を「改め」の下に「改めなければ」といふ字をそいふふうに変更いたします。それからその少し下に「但し」といふ字があります。「但し」の下にこういふ文字を加える。「訴願の提起があつたときから三月を経過したとき又は」を加えるといふ修正であります。もう一遍読みます。第二條の中

の一番下の「訴願のできる場合には、訴願の裁決を経た後でなければ」といふ文字を詳しく書いたのであります。「訴願、審査の請求、異議の申立その他行政機関に対する不服の申立(以下単に訴願という)」のできる場合には、これに対する裁決、決定その他の処分(以下単に裁決という)を経た後でなければ、「改めなければ」といふ字を「改め」の下に「改めなければ」といふ字をそいふふうに変更いたします。それからその少し下に「但し」といふ字があります。「但し」の下にこういふ文字を加える。「訴願の提起があつたときから三月を経過したとき又は」を加えるといふ修正であります。もう一遍読みます。第二條の中

いて、その次に、つまり文字で申しますと、「場合において」の下に、「処分は違法ではあるが」を加える。第二項及び第三項として次の二項を加える。これは印刷物にある通りであります。それらの文字は、次の二項を読みます。「前項の規定による裁判には、処分が違法であること及び請求を棄却する理由を明示しなければならぬ。次の行で「第一項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。」以上の修正であります。第二條の修正は訴願という意味を明確にいたし、その範圍を説明いたしましたのであります。次の裁決という字も尚これを明確に説明したのであります。但書に「訴願の提起があつたときから三月を経過したとき」と申しますのは、訴願の提起があつてなかながその裁決がないという場合がありましたが、三月を経過すればもう直ぐに訴訟を起してもよい、こういうことにはいたすのであります。行政の違法な処分に対する救済の実益のあるようにいたす趣旨であります。十一條は行政処分そのものは違法ではあるが、違法であるけれども、これを棄却するといふ方がよい。なぜかと申しますと、違法であるからと言つてこれを取り消したり、又は変更するといふようなことになる、却つて公共の福祉に適しないといふ場合に請求を棄却するといふことが十一條の本文にあるのでありますから、この点を更に明確にしたのであります。それは今申しましたように、第二項と第三項を書き加えて、棄却する場合に、元來処分は違法であるといふことを先ず示すこと、そしてなぜ違法であるに拘らず請求を棄却するのかといふ理由

を明示しなければならぬといふのが第二項の規定であります。そいふたし、棄却した場合には、損害賠償の請求をすることができるといふことを第三項で明らかにいたしましたのであります。この二項、三項を加えます場合には、更に第一項の規定を読んで見ますと、この第一項の中には「処分が違法である」といふ文字がありません。それでありまして、この第一項の方の「第二條の訴の提起があつた場合において」「処分が違法である」といふ文字を加えることが必要であらうと思つて、その文字を受けまして、第二項で処分が違法であること及び請求を棄却するといふ理由を明示すると、こう所であります。以上が修正の個所でありまして、その理由を申し上げます。

近來、國語の平易化の問題の一環として、法文の平易化が強く要望されておりますが、言うまでもなく法は國民一般に対する規範でありますから、國民一般に取り、分り難い法令用語、疑義を生じ易い規定などは極力これを避くべきでありまして、このことは本法案のように訴訟手続といふ特殊分野に關するものについても當該のものでありまして、かような観点から、本法案につき左のような修正を加えることを適當と信ずるのであります。左のよう「な」といふのは先程申しましたように、その意味は訴願といふ字をもう少し詳しく書く意味であります。訴願法その他に訴願の外、審査の請求、異議の申立など行政機関に対する

請求を棄却するの理由

を明示しなければならぬといふのが第二項の規定であります。そいふたし、棄却した場合には、損害賠償の請求をすることができるといふことを第三項で明らかにいたしましたのであります。この二項、三項を加えます場合には、更に第一項の規定を読んで見ますと、この第一項の中には「処分が違法である」といふ文字がありません。それでありまして、この第一項の方の「第二條の訴の提起があつた場合において」「処分が違法である」といふ文字を加えることが必要であらうと思つて、その文字を受けまして、第二項で処分が違法であること及び請求を棄却するといふ理由を明示すると、こう所であります。以上が修正の個所でありまして、その理由を申し上げます。

近來、國語の平易化の問題の一環として、法文の平易化が強く要望されておりますが、言うまでもなく法は國民一般に対する規範でありますから、國民一般に取り、分り難い法令用語、疑義を生じ易い規定などは極力これを避くべきでありまして、このことは本法案のように訴訟手続といふ特殊分野に關するものについても當該のものでありまして、かような観点から、本法案につき左のような修正を加えることを適當と信ずるのであります。左のよう「な」といふのは先程申しましたように、その意味は訴願といふ字をもう少し詳しく書く意味であります。訴願法その他に訴願の外、審査の請求、異議の申立など行政機関に対する

請求を棄却するの理由

請求を棄却するの理由

終ての不服の申立を意味するのであるとのことであり、かような用例は學術上の用語としては必ずしも不当ではないと思つて、他の法令の用法との關係もあり、修正案のように法文上明瞭にし、疑義を生ずる余地を全くなくして置くに越したことはないのであります。裁決という用語につきましても同様であります。

次に第十一條について、本條を一読して生ずる疑問は、この場合原告は損害賠償の請求ができるのであらうかといふこととあります。よく考えますと、本條によれば、処分は違法ではあるが、公共の福祉の見地から原告の請求を棄却するのであり、別に損害賠償の請求を禁じてはいないから、他の要件が備わつてゐる場合には損害賠償を求め得るとの結論に達するのであります。この結論は裁判所その他法律知識の十分なものは格別、一般國民に取つては必ずしも明瞭ではなく、むしろ請求を棄却されたのであるから、もう何にも言えないといふことを思ひ込ませる危険があるのであります。若し正当な権利を持つ者がそのため泣き腫入りするやうなことがあつては困りますので、はつきり損害賠償の請求を妨げないといふことを明言することが望ましいと思つてあります。又本條の場合には、処分は違法ではあるが、公共の福祉のため止むを得ず請求を棄却するのであるから判決ではつきりそのことを闡明することが適當であり、ほんやうした何故棄却されたか分からないうやうなことは、当事者である國民に取つては勿論、裁判所のためにも好ましいことではないと思つて、法直

以上申述べましたように、法の直

以上申述べましたように、法の直

○委員(伊藤修君) それでは質疑は「(質疑なし)と呼ぶ者あり」

「第二條の訴の提起があつた場合においのです。それは十條の中の本文のと。そつしてなせ違法であるに拘らず請求を棄却するののかといふことの理由

訴訟法その他にいう訴願の外、審査の請求、異議の申立など行政廳に對する

しいことではないと思ふのであります。以上申述べましたように、法の直

接の關係者である國民のため少しでも
 分り易く、疑問の生ずる余地のないよ
 うにすることが深切な立法者の態度で
 あると信じますので、右二條の修正
 案を提案する次第であります。

〔賛成〕と呼ぶ者あり
 ○齋藤雄君 松村さんの動議に賛成い
 たします。

○委員(伊藤修君) ちよつと速記を
 止めて。

〔速記中止〕
 ○委員(伊藤修君) それでは速記を
 始めて。他に御意見のある方はありま
 せんですか。

〔なし〕と呼ぶ者あり
 ○委員(伊藤修君) では討論はこれ
 を以て終結して置きます。それで採決
 は追つていたすことにいたします。

次回は四日の午前十時、本会議ある
 場合は本会議終了後、当委員会を開く
 ことにいたしたいと思ひます。本日は
 これを以て散会いたします。

午後三時二十八分散会
 出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
 理事 鈴木 安孝君
 委員

大野 幸一君
 齋 武雄君
 中村 正雄君
 大野木秀次郎君
 前之園喜一郎君
 松井 道夫君
 松村眞一郎君
 宮城タマヨ君
 星野 芳樹君
 小川 友三君

政府委員
 法制長官 佐藤 達夫君
 総務長官 奥野 健一君

第四部 司法委員會會議錄第十九号 昭和二十三年五月二日【參照】

八

第四部

昭和二十三年六月二十九日印刷

昭和二十三年六月三十日發行

參議院事務局

印刷者印刷所

二八六